

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成23年度 市単 室戸市児童遊園 維持管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月3日

室戸市長 小松 幹侍

(1)物品又は役務の名称及び数量	平成23年度 市単 室戸市児童遊園 維持管理委託業務 敷地内の除草、雑木切断 3,338 m <sup>2</sup>
(2)契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3)見積書の提出場所及び提出期限	室戸市役所 福祉事務所 平成23年8月5日 午後2時
(4)契約に関する事務を担当する 部署の名称及び所在地	室戸市役所 福祉事務所 室戸市浮津25番地1

## 室戸市児童遊園維持管理業務仕様書

### 1. 業務(作業)内容

児童遊園敷地内の雑草(木)の除去と清掃

### 2. 業務場所

施設名	所在地	面積
菜生児童遊園	室戸市室戸岬町5843-2,6,7	743.00 m <sup>2</sup>
大谷児童遊園	室戸市浮津北ハザカ203-3	862.00 m <sup>2</sup>
大谷児童遊び場	室戸市浮津竹の内291	413.22 m <sup>2</sup>
行当児童遊園	室戸市元甲2112-2	695.30 m <sup>2</sup>
田の中児童遊び場	室戸市羽根町乙2113-27	595.01 m <sup>2</sup>

### 3. 業務時間

平成23年8月9日から平成23年9月30日までの間

### 4. 廃棄物の処理について

乙の責任において適切に処理する。